

『市場の法文化』 ― 座談会

2003年3月5日 一橋大学国際共同研究センター

出席者(順不同)

加藤哲実(明治大学法学部教授)

小林正典(和光大学人間関係学部助教授)

田中実(南山大学法学部教授)

林康史(一橋大学国際企業戦略研究科非常勤講師)

山田八千子(東洋大学法学部助教授)

山内進(一橋大学大学院法学研究科教授)

論題

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1 「いちば」と「しじょう」―なぜいま「市場」を問題とするのか | 2 |
| 2 さまざまな「場」としての「市場」 | 3 |
| 3 「市場」と交換 | 6 |
| 4 「市場」と制度 | 11 |
| 5 「市場」は普遍的か | 14 |
| 6 「市場」の可能性 | |

司会(山内) 今日はお忙しいところをはるばる小平まで来ていただきありがとうございます。

このたび、『市場の法文化』が叢書の第2巻として出ました。編者の加藤哲実さんを初めとして、今日ご参加いただいている先生のみなさんや都合で参加できなかった先生に大変立派な論文を書いていただきました。たぶん売れるのではないかと非常に期待しております。私は出版社ではないので、実は売れなくてもそう困ることはないんですが(笑)、売れるということは人の目につくということですから、学会にとっても大変喜ばしいことです。

私が予想していたように、大変内容の優れたものになりましたので、たぶんいろいろなところでこれから使われていくことになるだろうと思います。

しかし、せっかくこのような立派な本をつくって、出しっぱなしというのももったいない。これだけの先生方が書いて

くださっているので、まとめというか総括というか、そういうことをしたい。そう考えて、今回、都合のつく先生に集まっていただきました。少し雑談風にこの本の内容、あるいはマーケット、「しじょう」、「いちば」、そういうものについて議論をしていただければ、と思



います。

大体の概略として、幾つかの項目を立て、その順に話を進めていこうと思います。

1 「いちば」と「しじょう」—なぜいま「市場」を問題とするのか

司会 最初に編者の加藤さんから口火を切っていただきたいと思います。この題の本が『いちば／しじょうの法文化』というように、市場に「いちば」と「しじょう」という2つのルビを振っています。これは大変珍しいスタイルで、目につくわけですが、これはなぜ「いちば／しじょう」としているのか。また、同時に「市場の法文化」という企画を立てたわけを、編者として進められた立場から、簡単にお話をいただければと思います。

加藤 はい。では、僕自身はどちらかと言えば歴史のほうをわりと専門に勉強しているので、その方向から「しじょう」ないし「いちば」というものを見ることになると思うんですけども、問題関心としても、現代のことに強い関心がないわけではなくて、自分の専門からいけば、法社会学を専門にしていますけれども、現代の社会というものに対する問題関心はたくさんあります。ただ、自分自身の研究というか、いままでの流れからすれば、歴史のほうに関心が強いです。いわゆる前近代社会と言いますか、非市場社会と言いますか、そういう方向に強い問題関心を持っているので、その方向から見ていくことになるわけですね。

で、ルビを「いちば／しじょう」という形で振っているのは、当然なんですけど、英語で言えばマーケットというものを「いちば」という側面から検討していくというのと、近・現代の「しじょう」という方向から見ていくという、そういうことです。

さきほど言いましたように、自分の問題関心のほうから話してしまえば、歴史的な存在としての「いちば」ですね。もちろん、現代にも「いちば」と言えるものはいっぱいあるわけなんですけど、伝統的社会というか、歴史的なものとしての「いちば」というものに注目した場合、われわれ現代人が見るような言わば需要と供給との関係で展開していくような場だけではなくて、あるいは、だけではなくてというんじゃなくて、そういうものではないものとして、「いちば」というものを見ることができる。

そうした場合に、例えば桐本東太先生の論文にも見えますように、おどろおどろしい世界としての市と言いますか、「いちば」というか、そういう局面があると思います。言わば聖なる世界と言いますか、あるいは生と死という意味での死の世界に繋がるような場ですね、そういうものとしてのいちば。そういったことを、言わば人間存在の原点からとらえなければいけないような問題関心というのが1つあるということです。

それから「いちば」といった場合に、言わば常識的な言葉として「いちば」と言った場合に、これはモノの取引の場である。交易の場である。狭い意味での経済的な概念である。こういうふうにとらえられる場合が多いと思うんですけども、実はそうではなくて「いち」ないしは「いちば」というものは、人間と人間の出会う場と言いますか、人間と人間が共通の行為を行う場と言いますか、よりヒューマンな場であるという、そういうふうな意味というところに強い関心を持っております。

ということは、人間が単に出会う場というのではなくて、それが継続していく形で、人間と人間の交流の場である。さらにもっと大きく言えば、言わば世界史的に見れば、民族と民族が、あるいは共同体と共同体が接点を持ったときに何が起こるかといったときに、1つは戦闘になるとか、そうでなければそれを避けるためにと言いますか、ある種の交易を行う。交換行為を行うという形で、歴史が展開する。あるいは民族と民族との関係が展開するといった場合に、そういう場もまたそういうい言ったような意味でのいちばの萌芽と言いますか、起点と言いか、そういうものがあつたんじゃないか。そういうふうな、大きく言えば、大体そんな感じで問題関心はもともとありました。

そうしますと、言わば近・現代の「しじょう」といった場合に、これはもう林先生なんかの金融・証券の問題なんかでも問題になるし、また山田八千子先生の契約との関連での話にも繋がってくるんですけども、現代の「しじょう」における取引とかそういう場面でどうなんだろうかということがあろうと思うんですね。これまた、言わば商品交換に関する法としての民法というか、私法というものがあって、そういったものは、経済的な関係の投影としてとらえられてきた。それだけであるというか、一応それで切れるというふうに言われてきていると思うんですが、基本的には民法原理と言いますか、私法原理ではそういうふうにはしか見ないと思うんですけど、実はそうではなくて、そういう言わば狭い意味での経済的な取引の中にも実は人間関係と言いますか、人間が出会う場と言いますか、あるいは人間の倫理の問題と言いますか、かなり広い領域と言いますか、パースペクティブの長さと言いますか、そういうふうな方面からも見ることはできるんじゃないか。

そういう予測というか、仮説というか、そういうものが一応本の編集の段階で、山内先生も一緒にいろいろ考えてくださって話をしたと思うんですけど、そういうのが本ができてみたら、一定程度というか、かなりの程度証明されているというか、成果が出ているという印象を持っていて、大変嬉しく思っております。

方向性として、少しいろいろ回りくどく言っているのかもしれませんが、僕自身としては言わばこの本の中では書いておりませんが、カール・ポランニ的に市場社会と非市場社会というふうな人類の歴史を見た場合に、僕は基本的には非市場社会における原理といったものをある程度究明して、それが物差しになるというか、社会分析の基準になるということ考えていて、それがかなりの程度市場社会における取引とか交易とかそういうものをも分析できるんじゃないかというように、

そういうふうな非市場社会のほうが普遍的なものを持っていると思います。

ただ、これは後で問題になるかもしれませんが、山田八千子さんの場合には、少し違うのかもしれませんが。市場社会のほうにわりと評価といいますかね、肯定的な評価というのを持っているのかなという感じがして、ちょっと微妙なところで、確認しないと分からないんですけど、そういうのがありますね。

大体、それでいいですか。

司会 はい、ありがとうございます。いきなり話をしろと言われて(笑)困惑されたのではと思います。申し訳ありません。

加藤 話し方が下手なものですみません。

司会 いや、よく分かります。結局、いま何故「しじょう」「いちば」、これを問題とするのかという問題設定が1つできるかなと思うわけですけどね。「いちば」と表現されるものが、過去のものであると同時にある意味で現代性を持っている。「しじょう社会」と呼ばれる現代社会において、その「しじょう社会」性そのものがいまいろいろな意味で問題になってきている。いわゆる「グローバリズム」の中で、「しじょう」とかマーケットが従来と同じような意味でとらえられるのか、とらえられないのか。そういうことも含めて、いろいろ考えてみなければならない。

そういう状況の中で、おそらくマーケットというもの、「しじょう」というものを狭い交換経済の、そのもっと狭い「しじょう」経済的な意味での文脈でだけとらえていては、「市場」のほんとの意味がよくつかめないのではないか。あるいはいま陥っているいろいろな問題を解決できないのではないか。

そういうあたりをもう1回根本から考え直してみようということが、おそらくこの問題設定の根底にあるだろうと思います。これについては、最後に「市場の可能性」ということで整理できるかな、と期待しています。

2 ささまざまな「場」としての「市場」

司会 いまもう早速「場」の問題が出てきたので、2のほうに進みます。

「いちば／しじょう」というルビを振って、このことをみんなでいろいろな角度から検討してみようということにした理由について加藤さんにお話をいただきました。そこで、そういうことを前提として、ではそういういろいろな側面のある「いちば／しじょう」というものをそういう観点から見ているという場合、何が重要なポイントだろうか。そこですよね。この本を読んでいて感じたのは、いろいろなニュアンスはあるんですけども、しじょうの「場」なんでしょうかね。「場」という要素を非常に古い時代から現代に至るまで、「市場」というものが持っている。「場」としての性格というもの、これが1つ根底にあるような気がしました。現代のマーケットのバリエーションの研究である山下裕子先生なんかも、それを正面から扱っていて、実は大変現代的な問題に通じているようにもみえます。

もちろん、人によって「場」に与える意味が違いますし、それには余り触れない人もいるわけですけども、しかし大変面白い論点ではないかと思います。この辺から議論を進めてみてはどうでしょうか。

さっき加藤さんが言われたように、中国の「さけび」という話があって、確かにあれなんかも面白いなと思いました。非常に異なった世界ですね。それに通じている特殊な空間という位置づけというのは大変ユニークなとらえ方だろうと思います。あれは、でもどうでしょうか。あのとらえ方でいくと、いまの「しじょう」の問題とどういう関係で繋がっていくことになるんですかね。どうですか、加藤さん。また加藤さんになってしまうけど、加藤さんが全体のまとめをしたから。

加藤さん、こういうふうに書いていますよね。「序」の9ページのところで「市場は異界への入口だった」と。だからマーケットの中でさけびと、それに対しては権力者もそのさけびを止めることはできなかったというような主旨の話が出ていて、なかなか面白いな私も思ったんですけどね。それはおそらく「異界」でしょうかね、異なる世界の入口であると同時に、異なる世界のもの同士が出会う場であるということで、ある意味で大変象徴的に場ということを伝えているのかもしれない。

そういう意味では異なる人々、あるいは異なるカテゴリーのいろいろなものがそこに集まってきて、そこで何かが行う。一番端的に言えば「交換」ということにももちろんなるんですけども、財の交換と財の交換でないものも含めて、いろいろな交換を行う。そこにある種のエネルギーというか、雑多のものが出てくる、というイメージは「場」という概念には出て来るような気がするんですけども、山田さんの観点からすると、マーケットの問題について、書かれていたわけですけども、いろいろな要素があって、いろいろなものの考え方があってという話を書かれてましたよね。人間のモチベーションの問題として。

山田 はい。

司会 ですよね。普通単なる利潤を追求するというそういうレベルだけの話ではない。そういうことが書かれていましたけど、その辺の関係で、場としての「いちば」、「しじょう」、マーケットでもいいですが、そういうものについてはどのような位置づけというか、考え方ができますかね。山田さんの研究している文脈から見ても……。

山田 私が研究している文脈から言うと、自由主義的な観点から「しじょう」というか、「しじょう」経済を見ていこうと思っています。異なる考え方を持った人と持った人が出会う場という、言わば例えば近代以前からも周辺部と周辺部の間に市がたってきたみ

たいな、そういう状況もありますし、異質な考え方をを持った人が出会う場である、と。だから場としての特徴としては、市場経済では交換、価格によって決まていくというのが1つと、もう1つは、入ったり出たりする参入が自由なんだというのが大きな特徴なのかなと思っていたんですね。

ただ、加藤先生のイギリス中世の論文を読ませていただくと、必ずしも異質な人が出会うというよりは、ある程度メンバーが固定化して、その中で分配し合うというのが第1次的にあるって書かれてたんで、この点は少し違うかなと、自分の思っていたのと、経済と「いちば」というのはそこが違うのかなと。共同体的な要素が「いちば」には入ってくるのかなというふうに少し感じました。

司会 小林さんどうですか。場のね、「いちば」をつくって、人が集まって来て、いろいろなことをするという場合の、「いちば」のとらえ方、マーケットのとらえ方というのは、小林さんの研究からするとどういうふうになりますか。

小林 私は中国の少数民族の伝統的な慣習と、それから現代の中国が制度として実際に施行しております法制度、その両方の関係を中心に見ているのですけれども、「いちば／じょう」という観点は、接点として面白い部分がたくさんあります。中国は非常に大きな国ですから、その中には非常に近代的な、例えば上海の町を見たらはっきり分かるように、日本の東京やそれこそアメリカのような町とも変わらない空間があって、その中で金融市場は最先端で活動している。

その一方で、とりわけ少数民族がたくさん住んでいる地域というのは、まだ近代的な「じょう」というものが形成されるような段階にはなっていて、昔ながらの「いちば」が正にそこにあるというように、1つの国の中に、あるいは1つの空間の中でもそれぞれ余り距離が隔たっていないところで、大都会と昔ながらの「いちば」が共存している世界があると思うんです。その中で、特に今回の「じょう／いちば」と慣習法という点で考えますと、一番興味深いのは、例えば取引の場で、何を取引するかということなんです。これは中国の「いちば」なんかに行けばそうなんですけれども、その場に行って、その場で話をして、結果的に取引が決まって、あるいは決まったかなと思ったら変わっちゃったりするという非常に流動的な面があるんです。それはある種、権利として不安定な形で成立するように、現代に暮らす者としては思ってしまうんですけれども、その中には一定のそれなりのきちっとした秩序がある。ただ問題は、その両方が交錯したときに、いろいろな問題が出てくる。

そういう「いちば／じょう」というものが両方交錯するような場が中国にあるもんですから、その中で実際にどのような形で法が機能しているのかなという点で、非常に興味があるということです。

司会 さっきの問題と関係してきますけれども、その前はどんなんですか。顔見知りの人間だけでいろいろやって、「いちば」を楽しんでいるという感じなんですか。

小林 そうですね、現代取引の中で、合理的な経済人が打算的な考え方でもって取引をするのと違う面があって、なんて言うか、取引を楽しんでる。そして、損しても楽しんでるというような面があって、打算的に割り切れないような部分があったりするわけです。あるいは、これは宗教的なこととかいろいろな地域の伝統とも結びつくんですけれども、要するに計算以外の要素があって、その1つのルールのようなものに合わないといけないう制約があったりとか……。それは必ずしもそれをやれば取引的に得するかどうかというようなことではないんですけど、何かしらそういった一定の秩序が働いていて、その中での活動であるということが非常に興味深い点だと思うんですね。

加藤 その「いちば」の取引というのは、対象はどういうものがあるんですか。小さいものですか。

小林 そうですね、「いちば」の中にもいろいろあると思うんですけど、最も基本的なものは日常の、とりわけ食料ですね。こういうものを取引したりするというような場であって……。

加藤 家畜もありますか。

小林 家畜もあります。何でも持ってきていいというようなところがあって(笑)、それと相場が初めてその場で決まってしまうというところがあったりとか。とりわけ、少数民族の地域というのは、いろいろな地域から来た人達が交易するわけですから、見たこともないものがその場にパッと出てきて、その場で値段が決まってしまうというようなところがあるんです。もちろん、そういう面では不安定にも思っちゃったりするんですが、一定の秩序があって、むしろ、その中でみんなが当事者になって、参加することに楽しさを感じているというんですか、そういうところがあると思うんです。

加藤 その場合、やはり不特定多数の人がそこに来るわけですね。

小林 そうですね。

加藤 消費者も売る人も。

小林 はい、そうですね。非常に面白いのは、ある角度から見たら消費者なんですけど、いつの間にかその人が売る側に回ったりというようなことがありまして(笑)。

司会 何を売るんですか、その人は。やっぱり自分も持ってきているわけですか？

小林 例えば、自分が買いたいものが出てきた場合にお金、あるいは物々交換の場合は、それに代わるものが要るわけです。お金があれば当然お金を出して買いますけれども、お金がない場合も、欲しければ自分の持っている服を(笑)その場で出して、欲しいものを持って帰っちゃったりというようなところがありまして。ですから、それに近いのは現代的な意味での「バザー」なんかもそういうところがあると思うんですけど。要するにさきほどまで売ってた方が、今度は買いに回って、また買ったら、自分の別

のものを売るという、そういう面があると思います。

司会 いまのような「場」みたいな感覚というのは、田中さん、ローマ法の世界なんかではどうなんですか。

田中 大雑把な話から先にさせていただきますと、私はどちらかというと、昔話をやっているんですけども、山田先生のように、リベラリズムの観点から「しじょう」を肯定的にとらえています。たぶんローマ法や近世ローマ法学をやっているからなのかもしれないんですけども。それはともかく、「場」の感覚ということだと、「都市と都市以外」といいますか、「都市と領域」とか「ドミ（市）とミールティアエ（外地）」の区別を問題にしたいと思います。ヨーロッパに暮らしてますと、日本ののんびんだらりとした大きな都会と一番違うのは、城壁がいまも残っていることが多く、空間として領域と呼ばれるところと、ここからは都市に入るんだというのが視覚的にハッキリしていて、それは古代ローマで中世都市でもそうだったと思います。

権力者または公職者が外で戦争を指揮するときには、命令権が先鋭に出てくるわけですけども、都市に入るときには、彼らは、支配服従関係を示す斧や戦闘に用いる武器を持ち込んではいけなくて、それは外に置いておきなさいということになっている。中世でも、都市の中の平和ということで、都市の中で武器を携えることの可否が、法学者によって論議されているわけです。これは市場に必要な平和ということにかかわります。もう一つ、都市とかいちばの特徴というのは、ものをつくらない、生産しないということがある。いまでもイタリアの都市では、中で野菜をつくったりは絶対しないですね。それどころか、庭や緑、並木通りなども殆んどない。ここは生産物を交換するところということで、加工はともかく生産するところではない。「平和」と「非生産」と「交換」がハッキリしている。

領域に行く、戦争をしたり、平和時でも身分秩序の中での暴力的な拘束が見られるわけです。都市なり「いちば」というのが独特な空間をつくるとか、場をつくっているわけです。そう考えると、今までのお話に大変共感を持つと同時に、「いちば／しじょう」というものを肯定的に捉えたいのです。

別の観点から、確かにそういう「いちば」というので、自分がつくったものを売るというのに、1人1人納得できる取引相手を領域なり農村の中でずうっと歩いて探して行くとしたら、すごい不合理ですね。「いちば」に行くとき必ず買いたい、売りたい人がいるという平和な空間、便利な「場」であるわけです。だから私のほうは逆に「いちば」なり「しじょう」なりは自然かどうかという、人間がある段階に達すると、むしろ自然でヒューマンなものというふうに考えています。ポランニーなんかをお話になりましたけど、確かにマーケットというものがなく段階というのがあったとしても、いったん人類がそれがあるという段階に入ると、それはもう不可逆的なものだと思います。人間が自由になったり、異質な人とコミュニケーションができたり、あるいはいま楽しみというふうなことを仰いましたけども、それも含めて、われわれがいろいろ勝ち得ている自由とか平等とか便宜などが、やっぱり「いちば」から発生していて、そのことはむしろ人間にとって好ましいものというふうに、私自身はとらえているんですけども。

司会 一応お伺いしたいんですが、どうなんですかね。「いちば」には、共同体的な憩いの場みたいな空間と、ものを売り買いする、そのことによって利潤を得る場という面があるんだろうと思いますけども。ただ、ものの売り買いをする場というのは、単なる利潤追求の場ではなくて、もっと自由とかそういうものと通じているのではないかと。そういうお話も出てたわけですが、その2つのものは、異質なもののなか、あるいはなにか整合性のあるもののなか。その辺のところも少し気になるところです。どうでしょうね。「しじょう」というのは、いま出てきたように、交換経済と深く関係していると思うんですが、加藤さん、この辺のところはどうですか。「しじょう」と交換の問題。いまの話に合わせて考えてみると。

加藤 そうですね、幾つかあるんですけども。そうですね、少し戻ってもいいですか。

司会 はい、結構です。どうぞ。

加藤 さきほどの「場の問題」で、桐本先生の論文の聖性というか、さけびの問題とかある種、ちょっとおどろおどろしい場としての市というのがあったと思うんですけど、それは中国の古代について考えているわけですよ。

司会 ええ、そうですね。

加藤 それ、たぶん日本にもあっただろうし、あと、僕なんかの専門のヨーロッパの中世なんかだと「マーケット・クロス（市場の十字架）」というのがあるんですよ。必ず十字架が立ててあったと。市を開く場にはですね。それがまた処刑の場でもあったとかですね。そういう意味では死と繋がるというか、あるいは聖なる場として設定されているというか。

そういう意味で、桐本さんが言っているような世界というか、イメージとすごく繋がってくる部分があると思うんですよ。それが1つ、場としての「いちば／しじょう」というものについてのコメントですね。

あと、それからさきほど田中先生が仰ったことと関わるんですが、要するに「いちば」というものが、いま山内先生も仰いましたけど、楽しみであると同時に利潤追求の場であるというこの問題なんですけれども、論文に少し書きましたけれども、一応市に関して、週市と年市（歳市）というふうに分けた場合、ウィークリー・マーケットとアンニアル・フェアというのと分けた場合に、週市というのは、最初は日曜に教会でお祈りが終わった後に、みんなでモノを交換するという、まあ贈与交換という形で、言わば交流の一環として行われていると。だからそれは楽しみであるというか、触れ合いの場といえますかね、そういうものだったと思うんですね。もちろん、利潤追求の場ではない。

それが一定時間たって、それが次第に利潤追求というほどのものかどうか分かりません

けれども、とにかく商品交換的なものになっていったと。そうした場合に、教会の教義からして、安息日にそういう商売を行ってはいけないというような原理がありますので、それに引っ掛かるので禁止されてくると。で、日曜日ではなくて、週市というのは月曜から土曜日の間に設定されるようになると。そういうプロセスがあるんですね。

ただどそうだったとしても、一見転換しているように見えるけど、僕の印象では、それでもなおかつ最初の問題意識というか、そういう言わば贈与交換の場としての意味というのは失われないで、そのまま繋がっているというような、ウィーグリー・マーケットに関してはですね、そういうように見えているわけです。で、ある意味ではこれまた週市に関しても、祭的な要素も、1週間に1遍ですけどね、あったんじゃないかという気がするんですね。

もう1つの「アニュアル・フェア」という年市、1年に1遍開かれる市ですけど、これは代表的には海外交易の場としてあるわけなんですけど、これはもう完全に祭なんですね。必ず聖人が起点になっている。聖人の何らかの記念日に始まるとか、復活祭後の翌週の月曜日からとか、かなり決まっていますので、あるいはキリスト教の聖人との関連で日程が決まっているわけですね。そのときはいろいろな人がやって来たりして、どんちゃん騒ぎというか、そういうものがある中で、大きな取引も行われていくということです。

ですからそこはとても二重、三重の意味を持って、海外交易ですので、利潤追求というものもあるわけですけど、もちろんそれは価格差利潤ですけどね。近代的なものとはおおよそ違う商品交換なんですけど。そういうものがそこで展開していく。しかし、それはほんとにいろいろな人が集まって来て、いろいろなことをして、どんちゃん騒ぎというか、そういうもので、それは現在も行なわれている年市なんかに繋がる部分があるんですけど。これは正に聖なる場(非日常の場)としての意味をずっと持っていたというような気がするんですね。

そういう週市と年市に関して、そういった性格をちょっとおさえることができるということと、さきほどのカール・ポランニーですけれど、ポランニーは、歴史的な社会の発展論に関して、マルクスと違うわけですけども、一応全人類社会を市場社会と非市場社会と分けて、非市場社会のほうに彼の人類社会の分析の基準をそこの中にもっていくわけですね。

そうした場合に、有名な再配分と互酬と「いちば」が入ってたと思うんですね。交換ですね。交換が入ってたと思うんですね。その交換の意味は何なんだろうかと考えた場合に、これは要するに近代的な商品交換関係ではなくて、もちろん労働力の商品交換関係を起点とした商品交換、労働力の商品交換を起点として、商品交換が全面化してくるような社会、それを僕は市場社会というふうに考えますけれども、そういう意味での交換とか「しじょう」ではなくて、言わば何度も言っているような人間の交流の場と言いますか、あるいは贈与交換の場というふうに考えてもいいのかもしれないけれども、そういうふうな意味が強いほう、いちばというものをカール・ポランニーは非市場社会の中に見ていると、こういうことだと思うんですね。

すみません、ちょっと長くなりまして。一応そんな感じです。

3 「市場」と交換

司会 林先生、イスラームの話で、いまのことと関係することについて何かあると、言ってほしいんですが(笑)。イスラームの商業については、専門家の奥田敦先生が実におもしろい論文を寄稿して下さっていますが、今日は出席できないということで、頼りは林先生です。

林 イスラームの話でなくてもいいですか(笑)。私は、「いちば」と「しじょう」とどう違うかについては、具象と抽象かなと思ったんですね。金融では絶対「いちば」とは言わないんですね。魚とか青果だったら「いちば」と言いますよね。要するに抽象化された概念かどうかというのが違いではないかと思って話をうかがっていたのです。あくまで日本語という意味で、日本人にとってだけかもしれませんが。

「いちば」から「しじょう」に移ることによって、文化間の交流が行われる。「いちば」でも異民族は来るわけですけど、「しじょう」は異民族・異文化との交流が予見されているということを前提として、その意味するところは、ペーパーの中にも少し書いたんですけども、「しじょう」が人類全体のサブシステムだということだと思います。「いちば」というのは、ある民族のサブシステムとして成り立っている。何かそういう違いがあって、そういう意味では「しじょう」というのは、文化的なものでありながら、洗練されていて、文化の影響を感じさせ難い、あるいは逆に言うと、文化的な軋轢があるけれども回避したいという設計がなされたシステムの場であったのかなという感じなんですね。軋轢がありながら、どこか落としどころを見つけて、異文化の人達と交流するというのが「しじょう」で、そこが「いちば」の違いなのかなと思ってたんですね。

さまざまな場としての「いちば／しじょう」なんですけれども、私がさきほど面白いと思ったのは、小林先生のお話で二宮尊徳の話を思い出したんですね。二宮尊徳に「売り買いの二つの恵みなりせば いづくの果てに 咲くやこの花」という和歌があって、売り買いというのは、自分から買ってくれる人だけがお客さんではないんだ、自分に売ってくれる人もお客さんなんだ、という意味らしいんですけども、中国の少数民族の話をうかがっていて、それを思い出したんです。つまり、購入者というのは、実はどこかで区切れるわけでもなくて、販売する側の人でもあるということなんですね。

これは実は金融市場でもそうで、いま加藤先生が「贈与交換」と言われましたけど、実は金融で取引しているのは、半ば贈与交換的な面もあるんですね。どういことかという、例えばスワップ取引を考えると、自分たちにとってそれが益かどうか、一般事業会社に対して金融機関が例えばスワップとか、手数料をもらって何かを売買するときは、事業者対消費者というか、まあ個人としての消費者ではないですけど、明らかに売主・買主の関係になっているのですけど、それ以外のケースというのは、贈与交換という面を持っている場合もあるわけなんですね。自分もメリットを受けるけれども、相手が欲しているものをあげるわけですから。

例えば自分はドルは要らないけれど、相手がドルをほしいがっている。自分は円がほしい。対価があるのを贈与と言うと定義からずれるかもしれませんが、ある意味では相手の満足を満たすためのものを提供するということなんですね。そういう意味では、なんて言うかな、物々交換ならぬ金々交換というんでしょうか、お金とお金とを交換しているのだという意味では、さきほどの話で言いますと、マーケットが先祖返りをしているのかなと。もちろん、1回りのゲームではなく、繰り返しの取引ということも理由として大きいかもしれません。しかも、売主と買主という立場はリバーシブルというか、反対になるという可能性もあります。特に、普通の財ではない、金融というものは、そうだと思います。

もう1つ、さまざまな場としての「しじょう」の話のところに戻るかもしれませんが、昔、大蔵省の人達は外為市場が、東京以外の地域でできるのではないかと思ったのですね。しかし、例えば大阪では外為市場というのは発達せず、むしろ東京に集中しました。

テレホンマーケットであるが故に、東京に集まって来てしまったというのがあって、市場というのは単に表の情報だけでなく裏の情報というか、それを交換しに集まるんだという感じが少し受けてたんですね。

だからある意味では裏の情報といったら変ですけど、価値のある情報ばかりではなくて、価値のない情報のために1か所に集まりたがるということで、これもまたさきほどの話に戻りますけど、先祖に返っているような気が少してたんですね。

司会 はい。大変話が面白くなりましたけど、山田さん何かありますか。

山田 すみません「贈与交換」というのがちょっと分からなくて。贈与と交換とはやっぱり対立的な概念としてとらえたんで、もう少し説明していただけますか。

林 そうですね、贈与でも単純な贈与ではなくて、裏に交換が隠されている贈与という概念で、贈与の形はとっているんですけど、実際は交換だというのがあり得るわけですね。逆のケースもあります。

田中 とりあえずは表向きは対価を要求しないんですか。裏にあるとしても。

林 私が贈与と交換的と言いましたのは、贈与と交換の中間形体。

山田 例えば贈与にも互酬性があるあるタイプの贈与ってありますよね。長い目で見れば。そういう形の贈与ということですか。例えばある部族がものを贈与すると、後に逆方向に贈与されるような。

林 例えばジョージ・アカロフなんかが、労働市場で、自分の働いたことに対して対価を受け取るのは交換ですが、そういう形ではなくて、アメリカでさえ、例えば自分はビジネスライクな評価をされれば、もっと給料がもらえるんだけど、それを抑えて、ある意味では、会社に対する贈与をしていると。会社はそれに対して、贈与を感じつつ経営をするというようなことがある、と言っています。

山田 従来、贈与という概念、一定の意味で使われているじゃないですか。それをあえてそのような場面で「贈与」という言葉で説明しなきゃいけない正当性がちょっとよく分からないんですけど。

加藤 「一定の意味」ってどういうんですか。

山田 だから、贈与というのは交換とは違って、対価的な関係がないという形で使われてませんか。

加藤 民法上はそうですね。贈与というのは無償のものである。しかし、社会人類学者にマルセル・モースっていますよね。

山田 ええ。だからモースの言っているような意味での贈与？

加藤 マルセル・モースの言っている「贈与の有償性理論」で大分前から知られてますよね。あれだと思えます。つまりもっと極端に言っちゃえば、実は贈与というものは全部対価を必要としていると。つまり贈与は全て有償なんだと。こういう画期的なとか革命的な。

山田 それは、タームを少し長い目で見るとか、全体で見ると互酬性があるとか、そういう形ですか。

加藤 一見無償に見えるけれども、例えば感情を対価としたというふうに考えていけば、あらゆる贈与っていうのは有償なんだと、こういうふうな理論なんですよ。

山田 加藤先生が仰った意味での贈与の有償性は理解できるんですけども、それと例として林先生が出されたスワップ取引が繋がるというのが私はちょっと分からなかったんです。金融取引というのは等価交換じゃなくて、投機的な意味を持っていて、不動産とか動産の売買とは違う、特殊な領域の取引かなというイメージを持っていて、何でそれが贈与交換というか、贈与の有償性の問題とカップリングするのかなというのは、すごい興味深いんですけども、ちょっと分からなかったんで、もう少し説明いただければと思います。

田中 私も同じような。聞いていると疑問がどうしても出てきました。

司会 おそらく、林さんは、贈与交換のそれをまたさらに抽象化して言えば、結局いまやっていることもそういうものと同じことなんだ、という主旨で言っているのだと思うんですけども。

林 そうですね。だから例えば厳密に法律として解釈した場合には、交換でしかないですね。私が言いたいあの例は。ただ、いま加藤先生が言われたみたいに、ある一定の満足を埋めるための行為という側面も可能性はあるのではないかと思います。例えばオプション取引でもそうなんですけれども、オプションのプレミアムをもらうことによって、オプションを渡す。渡した瞬間に実はヘッジしていれば、自分の儲けだけを考えているということになるわけですけど、そうでない取引というもありますよね。単純な交換ではないものもあるという気がするんですよね。

山田 では、誤解しているかもしれませんが、加藤先生の仰った、私たちが理解していない、いまだに贈与と見られてたものも交換的要素があると。その裏返しで、従来は法の構成としては交換として見られていたものも、実は贈与的要素が入っているんじゃないか、というご主旨で理解してよろしいんでしょうか。

林 贈与的な部分もあるということです。

山田 ああ、逆の方向から見ているということですね。

司会 それが「先祖返り」と言いたいことなんでしょう、結局。

林 はい、そうです。

司会 それが正しいか正しいのかって(笑)、いずれ問題になるでしょうが。

田中 広中先生の作品などを通じて、加藤先生の仰るような贈与概念って、たぶん結構いま法律家の中でもある程度は知られていると思うんですけど、ただ「贈与」という場合に、そういう抽象化されたわれわれが民法の典型契約として習う形の定義というのがあって、モースとかのいう概念ものもあって、きちんと整理が必要でしょう。

贈与の位置づけというのは、ローマ法学でも簡単ではありません。サヴィニーなんかは典型契約の一つとして契約各論で贈与を論じるんじゃなくて、契約総論、民法総則に対応する箇所です。売買という形ではあるけど、実はすごく安く売って、ある部分は贈与だとか、後の反対給付の期待だとか、そういういろいろ複雑なものがあるので、これは一つの典型契約として扱うわけにはいかないというわけです。ただ私が何故この話をするかというと、日本の法律家の間では、サヴィニーというだけで概念法学、時代遅れということになっていて、モースとか言うのが格好いいわけですけど、サヴィニーなど実に豊かな議論をしているわけです。実は互助的なものがあるって、一方的な給付ということはまずあり得ないんだというふうなことを言われると、言われればそうだなというところに行き着いてしまうのかもしれませんが。



ローマ法学の場合、なんで「贈与」という概念を頑張って抽出しなきゃならなかったかという、夫婦間では贈与ができないとか、特殊な実定的な規定があって、贈与だけに適用される変則的なルールがあるんですね。こうしたルールが適用できるのかできないのかという問題から、練り上げられてきた概念なんですね。そういう意味では確かに特殊な抽出をしているんですけども、いま私たちがこういう議論をするときに、どういう概念が便利といいますか、共通理解として、その辺が加藤先生とか、林先生のお話を聞いて、面白い反面、やはり私も山田先生と同じ説明を求めたくなります。

林 例えば何でそこが問題になるかというと、贈与と交換の間には、二分論では片づけられない連続性があるからです。もちろん、その背景には、さきほど少し述べましたが、1回だけのゲームか継続的に繰り返されるゲームなのかということもあるでしょうけれど、単体の取引としても贈与と交換の間の線引きはクリスプではないと思います。

私がいまのお話を聞いて思い出したのは「損失補填の問題」ですね。損失補填の問題というのは、どこまでが贈与であって、どこが交換なんだというのが分からないからこそ「損失補填」なんですよ。その意味では、そんなに対立している概念かどうかというのは、実は現場でも混乱があったわけですが、結局お客さんに対する半ば贈与だったわけですね。それがいかんという話になったわけで、確かに市場の効率性あるいは、市場の正義、正当性を保つためには、おそらくよくないわけですけども、どこかでやっぱりこれは贈与みたいなお客さんに対するスペシャルレートというようなところも存在するわけですから、そういう意味ではもっとファジーなものであって、あんまり二分論でできないのかもしれないですね。

司会 おそらく、日本はこれまで、それをきちんとしなきゃいけないんだ、いけないんだという形でやってきた。建前としてはこうだけど、実はそうじゃないという形で理解をしてきたわけでしょう。実際の行動では、なかなか建前とおりにいかないということでは

補填をしていた。しかし、表に出て来ると、やっぱりいけない、やめましょう、という話になる。これを繰り返しているような気がします。これは林さんの論文でしたかね、さきほどの損失補填の話で、日本人の法意識では非常に良くないという話、書いてましたよね。

林 はい。損失補填は例えば証券取引法というのは、結局アメリカからの翻訳と言ったら言い過ぎですけども、そういった法律なわけですね。損失補填というのはそもそも違法行為でも何でもないので、アメリカでは。規定がないのです。それは何故かという、これは私の推測ですけど、アメリカ人にとって、自分の会社の利益を他の会社につけかえるというのは、想像ができない行為だったのではないかなと思うんですね。

日本もその法律を継いだんで、損失補填を禁じる規定はなかった。ないのがおかしいという話になったのは、逆に言えば、そんなことをするやつがいたからだということなんです。私の理解では、法文化がかなり違っているのだということだったわけですね。その贈与というのもともと、例えば長期的に付き合うことによるメリットを得んがための贈与ではあるのですが、そういう意味で、アメリカにはなかった概念というか考え方が、日本の社会にあった。で、法律ができたが故に、それはいかんことだという意識が、マーケット参加者全員に周知徹底されたということだと思うんです。だから日本人のほうが、損失補填は違法性が高いという認識をします。

司会 僕は「市場は普遍的か」というところで、文化との問題と関係すると思います。バブルが終わって、騒ぎましたよね。年金とか、ああいうのは予定利率だったわけですが、バブル後にはあの利率にはとうていならない。最初のうちは、すぐ回復するだろうと生命保険会社も思っていたらしくて、損失補填しますって、大口の顧客には言っていたらしい。面白いのは、その大口の団体ですね。例えば教職員の団体が年金の運用するためにお金を出して、それを保険会社に頼んでいた場合に、年金のほうの担当者の人たちが出て行って「損失補填しろ」って交渉するわけですね。堂々とやっていたわけですよ。みんな当たり前だと思っていた(笑)。これが明るみに出て、これはいけないことだ、という話があって「えっ、どこが悪いの？」という感じでした。

それと同じような話は談合にもあると思いますが、それはともかくとして、問題はだから、市場と交換と言うとき、この場合の厳密さですね。つまり、マーケットにおける利潤追求のための制度としての交換というものを強調して、それが非常に強いものだとように考えるのか。もっと幅広くとらえたほうがよいのか。そういう問題があると思います。近代社会における交換、マーケットにおけるいろいろな活動というものを、一つの純粋な形としてとらえて、それを基準にいろいろなものを理解していくということではないのかということです。

さっき言った損失補填というのも、結局そこにいきつくのかなと思います。「しじょう」の基準だけではどうもうまいかないかもしれない。そういう感覚がある。ところが、一方でその基準が世界中を支配しつつある、というようにも見える。そういう観点から、交換の原理原則というものがどういふものとしてあるのか。それをわれわれとしては考えなければならない。

歴史的に見れば、いろいろなスタイルがあるわけですね。確かに。さっき林さんが「先祖返り」みたいなことを言われたのは、僕の場合は、近代的なある種の抽象的な形として、ある原理原則がある。そこからすると、贈与交換なんてとても言えない。が、しかし、どうもそうでない要素というものもある。その辺のところが逆に現代社会の中で、かえって強くなりつつあるようにも見える。そういう話なのかな、と思って聞いていたんですが、訳がどんどん分からなくなってきました(笑)。

山田さんは、日本が江戸時代から「しじょう」というものに対して馴染み深いものがある、しかも高度な技術も持っていた、翻訳を見ても分かるように、経済的な用語で敢えて翻訳しなくてもいいようなものも既に存在したという話、書かれてますよね。



山田 はい。

司会 非常に面白い話だなと思ってね、感心して読んでいたんですけども、その場合の山田さんから見た場合の「しじょう」と交換という場合の交換に込められる意味というのはどういふものになるんですか。

山田 「交換に込められる意味」というと……。

司会 ええ。つまり単純な利潤追求、そういうものとしてあるのかないのかという話、商品交換レベルの話として理解することができるのか、そうでないのかということですね。

山田 私自身は商品交換とか、単なる利潤追求とかという視点はかなり特殊で、近代の抽象的な個人主義とか政治的自由主義とか、経済的な個人主義

とかが全部、たまたまミックスした状態で、うまく発展していった特殊なもので、むしろ「しじょう」に参加する人達というのは、さきほどから繰り返してお話が出ているように、利潤追求だけじゃなくて、生き甲斐であるとか好奇心とかそういうものも発揮する場では

ないかなと思っているんですね。

で、書いたものには書いてないんですけども、例えば経済学もいまだんたんいま変わってきて、行動経済学とかありますよね。そういう視点からすると、合理的経済人という考え方は間違っているんじゃないか。もっと実証的な研究をして、心理学的な要素を入れてったほうがいいんじゃないかみたいなことが言われているんで、経済学の視点から見ても、単なる利潤追求とか合理的経済人という考え方は変わり得るんじゃないかなと。

司会 そうすると、ロビンソン・クルーソーを典型的な経済人という形で、大塚久雄先生が説明したりしていましたが、あんなのはダメですか。あれは少し違う？

山田 もっと多様なと思います。

司会 もっと多様ななという。もともと、そうなんですかね。もともと多様なものを単純化した形で表現したということなんでしょうか。

林 経済学はモデル化するというのが目標の1つにあったんで、それが容易なように、人は合理的だということや、利己的だということを前提に置いたわけです。合理的というのは経済学者以外の人は少し誤解しているところもあって、効用から見て合理的だというだけですけど。それで、モデル化することによって、取扱いやすくなったけれども、実際の社会とはちょっと違う方向にきてしまったというのが、いま経済学が反省しているところで、去年、ダニエル・カーネマンがノーベル賞をとったのは、人は合理的ではないよというところを指摘したのであって、もう1つ別の前提であった情報が対称で完全だという話を否定したのが、その前年のノーベル賞のスティグリッツやアカロフ、スペンスだったわけですね。

そういう意味ではいま経済学が反省していて、もっと人間でそんな簡単ではないよねというところに来ているのだと思うんですね。ある意味では経済学というのは、どの学問とも結びついてこうとしてこなかったです。例えば文化人類学でも心理学でも、発展してきたのを全然取り込んでこなかったんで、いまそれを慌てて修正しているというふうに私は思っているのですけど。

そういう意味で人々は多様だし、個人も一貫性がないというか、合理的ではなくて複雑だということから、いま、もう1度、見直そうかということだと思うんですね。

司会 そういう角度からすると、本来「いちば」とか「しじょう」というように敢えて分けるまでもない、ということにもなってくるのですか。さっき、抽象か具象かの違いなんだという言い方をしていましたけど。

林 私は、あまり「いちば」と「しじょう」というのは分けていません。ただ抽象化した表現だけかなと思っていたのですけれども。

司会 分ける必要はそもそもないだろうというね。だからそういう意味では、昔のいろいろな「いちば」的な要素の世界も、いまの非常に高度な資本主義の発達した段階のいろいろな経済構造でも経済行為でもいいですが、基本的には変わらないという観点なんですか。それでもやっぱり違うものはやっぱり違うのか。つまり、そういう角度から見ると、つまり人間は非合理的なものだ。あるいは経済学の言う合理性というようなもので人間は必ずしも動いているわけではない。そういうことを反省したとすれば、また何時の時代もそうだとすると、いろいろとよその国に行って売り買いしたり、あるいは近所の人と売り買いするという行為も、いま行っている、いろいろ高度な取引も、基本的には変わらないという話なんですか。

林 そうだと思います。

司会 そうすると、広義経済学とか狭義経済学とか、そういう区別ももうやらないと言ったら、ちょっと極端な言い方になるかもしれませんが……。

林 マクロとミクロの分断自体をいま経済学は反省しているのではないですか。

司会 そういうふうになるわけですね。

林 ええ。例はよくないかもしれませんが、例えば、日本で幕末に金が流出する。そのとき、一番海外に金を持ち出したのは誰かという、実は日本人なんです。儲かるからというのがあって。お互いに満足しているのです。いまの市場とどれだけ違うのかという、あんまり変わらないのではないかという感じがします。外国の状況・商習慣といったものを非常に短期間のうちに理解し対応している。

2年前の研究大会で田中先生の発表を聞いているときに、今回のペーパーにはあんまり書かれていなかったですけど、奴隷の愛着価値の話がありましたよね。私は現代に置き換えてもおかしくない話だと思って聞いていたのです。例えば合理的かどうかという話で、行動経済学でいう所有効果なんかも、愛着価値を評価するかどうかという話なのですね。

ついでに申しますと、最近、面白いなと思っているのは、行動経済学で言うと、リファレンス・ポイント(準拠点)についてです。それは、ある基準からプラスかマイナスかという利得を考えて行動するという話なんですけれども、金融商品販売法が問題にしているのは元本だけなんです。何で元本かというのが私に理解できないというか、非合理だと思うわけです。どこかに国民全体のリファレンス・ポイントを決めないといけないのかもしれないのですけれども、元本保証かどうかだけではおかしいと思うのです。例えばセールのときに「これは絶対5%で回ります」と言ったにもかかわらず、保証するのは元本だけでいいのでしょうか。元本にせざるを得ないということなんでしょうけれども。そういった意味でも、私は行動経済学も視野に入れた「法と経済学」を考えなければいけないと主張しているのですけれども。

4 「市場」と制度

司会 話はだいぶ進みましたが、さっきの、ちょっと話が戻るような感じになりますけれども、「市場」は「平和的な空間だ」というお話がありましたよね。あの場合「平和」というのは、どういう意味での平和になるのか。例えば聖なる場として「じょう」は平和でなきゃいけないという言い方もあり得ると思いますし、あるいは逆にいろいろな人が集まって来るんだから、安心して取引できるように、平和を守ってやらなきゃいけない。特別平和的な意味で語ることもあると思いますが。

田中 私もさきほどから、中国の話とイングランドのお話を聞いて、そのことが一番面白かったので、お聞きしたいんですけども、たぶんイングランドもそうでしょうし、ヨーロッパですと、マーケットプレイスみたいなのが都市の真ん中であって、そこには十字架があったり、裁判権を象徴するシンボルがあったりと、その空間はいろいろな機能を果たしていますね。もし暴力的なことが日常行われるなら、そんなところでは誰も交換したくないですし、だから平和というのがある。

ところがそれに宗教的な意味があって、ここは神様が祀ってある、十字架があるこんなところで武器をとってやり合っちゃいけないとかいうのがありますね。どっちが先かという、便法として宗教がやってきたのか、それとも宗教の場所があるので、加藤先生のお話だと、日曜日に教会に集まるというのがあって、人がきちんと定期的集まるというところから発生したのかなと思ってすごく面白かったのですが、逆にお聞きしたいのは、中国でそういうふうに、人が集まる場所というのは、何かそういう宗教的な外因とか他の要素もあるのか、単に地理的に便利などというだけの、どう言うんですか、ビジネスライクな理由で、そういう空間ができてあっているのか、どうでしょうか。

小林 そうですね、私があちらこちら回った中で、地域は限られているわけなんですけれども、いま田中先生が仰られた主旨に沿って申し上げますと、おそらく両方あると思うんですね。とりわけそういった宗教的なこととの関わりで「じょう」というような形になっている場合、当然取引の対象もある程度宗教的なことから限定されてまいります（例えば、豚肉をタブーとする回族等に配慮した牛羊肉の取引市場）。ただそういうところというのは、どちらかというと場所として限られていると思うんです。

そうじゃなくて、もっと中国でよく目にする「いちば」、それは誰が入って来てもいいし、どんなものを扱ってもいい。そこでは自由にお互いに取引して、なおかつもっと興味深いのは、その「いちば」に行くために、みんな何日もかけて重いものを背負って、歩いて行くことなんです。

よく考えてみたら、もっと近いところで取引したほうがずっと合理的だし、利潤という観点からするとはるかにその方がいいんですが、わざわざその場所まで行くというのは、正に1つは宗教的な行事があって行くということもあります。

しかし、それよりも、いろいろな人が集まるということがあるんですね。とりわけ少数民族の地域等に行きましたら、いろいろな民族の人が来て、言葉も通じなかったりするわけなんですけれども、それでも初めてそこに行って、生まれて初めて見るようなものがあるわけなんです。正にシルクロードの拠点だと、いろいろな交易をするところですから、生まれて初めて見るものもありますし、貴重なものもありますし、それをまず目にしたいという欲求もあると思うんですね。

そういったことを考えた場合、中国にはもちろん宗教的な影響があって、きちっと秩序だった場所もあると思いますけれども、どちらかというと非常に自由な形で「いちば」が形成されている。もしそこに何らかのルールなり規制があるとすれば、これはそこに集まる人達がつくるというルールだけじゃなくて、制度として、管理する側の、例えばそれは現代的な意味では国家だと思うんですけども、正にその場で一定の何らかの対価を取る。例えばそれは「税」という形になっていることもあると思います。

そうすると、本来的な意味で、非常に自由に、いろいろな人が集まって、いろいろな取引ができるというような中に、一定の規制が出てくるのかなというふうに思います。

それは、中国でも漢民族が非常に多くて、近代的に発展した地域では、やはり「いちば」といいましてもちろん秩序だって、誰でも入れるというわけではないわけなんです。例えば、あるところで自分で何かものを売ろうとすれば、当然そこを治めている管理者がいて、制度的であれ制度的でないにせよ、一定の役務を当然供与し、それに対しての報酬は上納という形でしないといけない。これには「党」という形で、党が打ち出した政策の中でやる上納の仕組みもありますし、そうじゃなくて、地元の有力者に対して、対価を納めるという形に繋がる場合もあります。全くそういう機能が弱い地域もたくさんあるわけですし、そういうとこだと、正に税、あるいは上納に代わるものがなければ、非常に自由な形でして、ましてや宗教的な影響力がなければ、なおさらそうです。宗教的な影響力がある場合でしたら、宗教の司祭、司る方が何らかのルールを決めて、そこから一定の対価が彼らの中に入ってくるという仕組みがあるわけですが、全くそういうものを抜きにした場というのは、私は本来的には「いちば」であれ「じょう」であれ、自由なものじゃないかなというふうに思うんですけども。中国を見ていると、そういうふうによく思うことがあります。

司会 「じょう」は自由によっておけばうまくいくという考え方と、そうはいかないでしようという考え方がありますよね。

小林 両方あると思います。中国の場合、もちろん広い国ですから（笑）それは必ずしも放っておけばうまくいってみんな思っているわけじゃなくて、むしろいま社会問題としては、放っていたからこそ発生する問題というのがたくさんあるわけなんです。それはとりわけ貨幣経済と市場経済化というものを一気に進めた中で、もともと社会主義でやってきた人達が、それになかなか

乗っかっていけないというところで発生している問題が多いわけなんです。

ところが、それと全然違う世界というのもありまして、去年、私が少数民族のミャオ族の地域に行ったときなんですけども。北京のような大都会だと、ちょっとしたホテルに泊まっても、日本のビジネスホテルとあんまり変わらないくらい高いんですね。値段が非常に上がってきてまして、毎日暮らすだけでも結構お金がかかるんですが、私が行った貴州省の田舎ですと、そこは大きな町から小さな町に行って、小さい町からまだバスで4～5時間程山の奥に入ってしまうんですけど、1泊が中国のお金で5元なんです。ですから、100 円以下で1日泊まれるわけなんです。しかも食事なんて、1元とか2元でできるわけですし、非常に空気がよく、施設としてはそれほど荒れているわけでもなく、日本で暮らしている私が泊まっても、何とか耐えられるようなレベルのものなんです。

そういう中で、貨幣というものが果たす役割というのは、それほど大きな意味はないんですね。その中の暮らしということに限定したケースですが。ただ、例えばコンピュータがほしいとか車がほしいとかいう話になってくれば、当然お金が要るようになります。そのときには当然貨幣を得に、みんな出稼ぎに行ったりいろいろするわけなんですけれども、しかしながらその村にいれば、もうほんとに自分たちがとったものを、さきほど言いましたような「いちば」に持って行って、交換し、そのときに欲しいものを買って食べたりとか身につけたりというように暮らしていく。いろいろな人達と交わって、話をしたりするのが非常に楽しいという世界があるんですね。

ところが、その中で利権というものが発生した場合にどうなるか。その中で自由にやっている場合はいいんですが、当然、富とか財とかいろいろなものが集まってくるわけで、それを何とか一手に集めたいというような欲求を持った人とか集団が、当然現われてくると思うわけです。そういうものが出てきたときに、やはり税の形になったりとか、あるいは上納金というような形になったりとか、そうすると、取引を守ってあげるから、それに対して幾ら幾らよこさないというような話が出てきて、そうすると本来的には非常に自由で、人々に搾取されている感覚もないような世界があったとしても、何故か半分しかもらえないようなところになってきてしまう。

その辺が、現在の経済を考えた場合にも、「しじょう」のあり方として、ある種共通性があるなど、中国へ行って、よくそういうようなことを感じる場合があります。

司会 その共通性というのはどこですか。

小林 やはり政府というものの中にもどういう形で入って来るか。あるいは、政府に代わるようなそういった利権を持った団体なりが、どう「しじょう」に関わってくるかということと非常に似通った面があると思うんですね。とりわけ少数民族の地域というのは、非常にまだ、原始的という言葉は適切じゃないかもしれないかもしれませんが、非常に自然な形に近いような状況で経済活動をやっているところがあって、そういうのを見ておれば、痛感することがよくありますね。

司会 なるほど。経済活動と安全保障、規制、制度ということでは、ヨーロッパ中世の都市について山田雅彦先生がかなりはっきりした図柄を書いてくれています。中国などはなかなか混沌としているのでしょうか。

林 あとでお加藤先生におうかがいしたかったのですが、いまの小林先生のお話と同じだと思うんですけど、結局マーケットというのは、基本的には宗教とは関係ない部分で始まって、自由に交換できれば、それは市場ではなくて、1対1の交換でもいいわけですね。そういうのがあって、ある規模以上になると場が形成され、何が起こるかという、詐欺的行為とか暴力的行為を排除しないと、その「いちば／しじょう」自体が成り立たなくなる。そこで宗教と結びつく可能性がある。あるいは世俗と結びつく可能性がある。その世俗というのは、やぐざだったりするかもしれないし、為政者かもしれないんですけども。それは搾取されているというよりも、ある意味ではマーケットを安く維持するためのコストであると。それが神であったり権力者であったりしたと思うんですね。

日本でも、楽市とかそういうものができるということ自体は、実はある権力者の保護の下でしかちゃんとは機能しない可能性があるという、一時的には機能する可能性はあると思うんですけども。その暴力的行為とか詐欺的行為とかを排除するために、究極的には世俗、一番最初は宗教かもしれない、神が見ているとか、そういうことを用いようとしたのかもしれないと思うんですけども。

平和的でないと存在しないわけだから、マーケットが平和的であるのは当たり前で、平和的でなくなった瞬間にもうマーケットではないんですね。だからそれを維持しようとするシステムを人類はつくってきたのではないかなと思うんですね。

司会 なるほどね。山田さん、日本なんかは宗教というのはあんまり関係ないですか。江戸時代なんかを見ています。

山田 日本法制史の専門家ではないので、マーケットと宗教の関係についてきちんとお答えできないのですが。

加藤 縁日なんかはどうですか。神仏の降誕、示現などに関わる縁日ってありますよね。

司会 ありますね。あれなんかもやっぱり。……寺が管理するということでしょうか。だけど聖なる空間という意識があるかないかですね。日本人はあんまり神……。どうでしょうか？ お天道様が見ているって、昔はよく言ったけどな(笑)。マーケットが平和な空間でなきゃダメだというのは、交換だからだと思うんですね。そうでなかったら、掠奪経済というものもあるわけですから、力づくで奪ってしまうというところにはいますが。

山田 あと、ヨーロッパをやってらっしゃる方に聞きたいんですけど、日本と違って、ヨーロッパの場合って、宗教的な対立がすごく強いじゃないですか。ヨーロッパで言う都市の平和とか市場の平和というのは、そういうイデオロギー上の対立とか宗教上の対立を、「いちば」の場面では禁止しようというような特別な意味を持つてはいないのですか。

加藤 中世に関してはたぶんないと思います。

山田 あっ、中世はないんですか。

加藤 うん。ですから「いちば」の平和というのがもうドーンとあって、それが機能するんですよね。ちょっと僕の研究の関連で言えば、イギリスの場合ですけど、一応王権がものすごく強いから、国王の平和が全土に行き渡っているわけですよね。とりわけ取引の場としての「いちば」というものに対しても、平和的に保護するといいますか、それがあるんですよね。ただし、歳市とか週市なんかに関しては、国王が手を引いてしまうんですね、ある時点で。その代わりに領主が握っちゃって、つまり領主の平和というのが観念としては機能してくる。

どういことかという、具体的に守らなくちゃいけないわけですね。さきほどのお話とも関連しますけれども。要するにいろいろな人が来るわけだから、治安が問題になったりしますし、犯罪も起きるし、そうした場合にそれをどう処理するか。全部本来は国王の責任。だけれどもそれができないから領主がやる。領主の裁判所まであって、僕の研究でしたら、歳市裁判所なんているわけですね。ちゃんと機能して、処罰もするとか。余りにもひどい、重罪の場合には、国王裁判所に任せるというのがありますけれども、とにかくそういう感じで、本来は国王の平和があって、その委譲の形で領主の平和というのがある。それから「いちば」の平和というのがあるということです。

さっき言ったように、マーケット・クロスというのがあるから、聖なる空間として位置づけられていただろうということですね。

林 だから効率性を何とか高めようというか、維持しようとしてきたと思うんですね、無意識か意識かを問わず。だからそれは宗教的であっても、教会であってもいいわけで、教会が邪魔になる場面というか、例えば異宗教、異文化というか、そういう人達との交流をするときには、それは寛容というか、容認すると。

要するにマーケットを維持させるためには、宗教も、ここまで言うたぶん反論が出るかと思うんですけど、宗教も利用するし、宗教では片づかない問題があれば、例えば異民族でも違う神を信ずる人達でも、ここへ来て交易していいと認めるというのは、ある意味では当然なんですよね。その神というか宗教が方便という面も持ちあわせていればですけど。マーケットの効率性というか、マーケットを維持するためには、あるときは神であったり、あるときはそれを超えて交易の場だと言ってしまったほうがよければそうするという意味で。

司会 その点、ローマなんていうのは……。

田中 ローマはむしろ宗教的には大変寛容です、パンテオン(万神殿)を造るくらいですから。私も全然知らないのですが、宗教対立が激しかった時代はどうなのでしょう。宗教戦争で殺戮が繰り返されているわけですけど、ある段階でおさまったときに、新教と旧教の人が、それ以外のことはビジネスライクに付き合っても何の抵抗感もないのかどうかというのは、いままで考えたこともなかったんですけど、すごく面白いと思います。軋轢はいろいろなところで出てくるわけですが。

司会 おそらく一般的に「いちば」の平和というのは、カトリックから分かれて、宗派的対立が起こる以前の話だから、新教と旧教との対立というのは16世紀ですね。その段階になると、むしろマーケットの平和というのはそんなに強く言われないような、むしろ国王が平和を一元的に守る。あるいは都市が自立していて、都市が自分たちの平和を守る。そういう感じのほうが強くなっていると思いますけれどもね。

むしろ、イスラーム教徒とキリスト教徒がどうだったかというのは常に問題になるわけですが、建前はやっぱりいけないらしい。イスラーム教徒と異教徒ですから、異教徒と交易をしたり、ましてや条約を取り交わしたりすることになると、表向きはそんなのはとんでもない。ローマ教皇はそう言ったりします。けれども、実際はそう言いながらも、そんなことをしたら話にならないので、いろいろな理由をつけてはそれを認める。むしろ、戦争をしている期間よりも貿易している期間、平和の期間のほうが長い。その辺は、ある程度うまく使い分けていたんだろうなと思いますね。

林 私は昔メーカーにいたんですけど、エンジニアでも異教徒だとメッカに入れないんです。修理のためにエンジニアがどうしても入らなきゃいけないじゃないですか。その人にどうしたのかと聞くと「イスラーム教徒になっちゃったんだよ」と言んです。異教徒を入れるわけにはいかないので、でも来てもらわなきゃ困るんで、無理無理ムスリムにしよう(笑)。

司会 メッカから出て来ればまた異教徒に戻っていいわけですね。

林 その人がというか、日本人が宗教的にいい加減だからこそそれができるんだから、出て来たからといって戻さないんじゃないですか。

司会 戻さないんですか。

林 たぶん。そこまで聞かなかったので、知らないですけど。「なっちゃった」ままじゃないですか。豚肉でもなんでも食べてましたけど(笑)。

司会 たけど、受け入れるほうが「あなた、イスラーム教徒でしょう?」と言って受け入れるわけでしょう?

林 そうです。だから宣誓か何かするんですね。

司会 ああ、一応ね。イスラーム教というのは出入り自由なんですか。

林 転ぶというか、出て行くのは考えてないんじゃないですか。

司会 イスラーム教でやめるということは考えてないわけですか。

加藤 難しいでしょうね。

司会 普通は宗教ってそうかな？ やめるときの手続きなんていうのは決めてないか。

加藤 イスラーム教というのは厳しいはずですよ。やめるときは。キリスト教は別に……。

田中 私も担当させていただいた章ではローマ法の法文解釈の細かいことを書いたわけですが、基調としてはいま林先生が仰ったような背後にある機能に着目したいという気持ちがあります。いろいろな上澄みの理屈とか宗教の教義を読むと、例えば中世なんかでも窮屈な感じがして、日本でも思想研究の人はそういうふうにして中世の利息ということを強調されるわけですが、実際は脱法行為のリストがあるわけです。それで私の章で書いていますが、ローマで利息制限の基準が年利 100%ではなく 12%だということが分かったときに、その時代の人々が「こんな厳しすぎる」と言っているわけです。つまりあまりに厳格に正義にかなっていると。

だから逆に言うと、脱法行為を考えても、相手が裏切って教会裁判所に訴えるというリスクがあったので、実際の利息はものすごく高かったというわけですね。年利 60%とか平気で取っていたわけです。利息禁止のドグマがあったから。しかし逆に利息を取っていいんだというふうになってから、利率が下がってしまうわけですね。現実の利率の相場というのが。

そういうふうな方向からもちょっといろいろなものも見なきゃならないと思っています。だから舌出してというのも変な言い方ですけども、いろいろなことを人類がしたたかに考えて、早くから「しじょう」に適したことをやってきてたのに、その意味で近代になってから「しじょう」が整備されたという考えにとらわれて、前の時代について反対の像を描き過ぎていたかなという気持ちがあるんですね。

司会 ついでなので教えてもらいたいんですけどね、利息の禁止と言われる場合の利息というものは、どの程度厳密に語られていたんですか。中世の時期に。

田中 ルカ伝をはじめとして、有名な聖書の個所なんかがあって、文言を読む限りは厳格ですよ。ルカ伝の問題の箇所は利息を全面的に禁じるという意味ではないとの解釈が出るのは随分後になってからです。ただし、竹内靖雄先生の『市場の経済思想』のところに詳しく書いてあるんですけども、トマス・アクイナスなども、例えば遅延利息はいいなんていうふうにしてしまうんですね。そうすると1年たって遅れるんじゃないくて、貸す期間を極端に短くしてしまって、それから後は遅延利息なんで、これはいいになってしまうわけです。その厳しさといってもそこが問題なんですね。

司会 つまり「ウスラ」を利息と訳すか、高利と訳すかね、そういう問題もあるとは思いますが、あれは利息と訳すべきですか？

田中 「利息」でいいと思うんですね。ウスラ自体はニュートラルな単語でしょう。ウスラが禁止されるところでは、損害の填補なら認められるということで、ローマのインタレスト(損害・利害関係)という単語が入り込んできたのだと思います。

司会 どの段階で一定程度だったらよい、というふうになっていくんですか。

田中 ですから、カトリックでいうと、ずうっと、ドマヤボティエですらやっぱりダメだというのですね。利息というの。こういう地域では、これは所謂禁止されている利息ではないんだという言い方をするわけです。神聖ローマ帝国、プロテスタント諸国では、上限利息が制定されていきます。しかしここでも脱法行為という形で取り締まらなければならないというのは同じで、シュドリークやライザーといった現代慣用の法学者も制率を超過する利息の脱法行為のリストを挙げて、こんなのはバリウムを着たもので、内実は許されない超過利息だと言うんですね。実際は利息または超過利息なんだけれども、買戻し契約になっていたりしているのを、注意をしろというわけです。それが裁判所に行っても認められるかどうかと、現実にはどのように消費貸借がなされていたかを区別して、ほんととはちゃんと研究しないといけないんですけども。

司会 為替の差額を利用して実はイタリアの商人なんかは利息を取ったなんていう話もありますね。例えば、いまのいろいろな形で言えば、手数料という形で取るとかということも可能だったんじゃないかとは思いますが。でも、表向き、利息といったら、やっぱりダメなんですね。

田中 そうなんです。それがヨーロッパの面白いところで「ドグマ」というのがあると、やっぱりそれは取り合えず宗教的にも思想的にも続いていくでしょうね。

司会 ローマ法になんかでも、そういうところはすごいですね。原理原則は維持しながら、実際に新しいものを付け加えていくというやり方ですが。

5 「市場」は普遍的か

司会 さて、マーケットが自由空間であるとしても、平和でなければならないということになると、規制が必要になる。権力による保護でもいいし、その他の何か何でもいいのですが。そういうものがどうなんでしょうね。国際経済のレベルでどういうふうに機能するのでしょうか。近代社会になって、最近とくにそうですが、いろいろな形で、市場経済が一般化、普遍化してきて、個々の地域がその市場経済の中に組み込まれていく。そのプロセスの中で、いろいろな文化的な軋轢のようなものが起きてくる。要するに、グローバルスタンダードの当否という話にまでいくのかもしれない。

その辺のところ、われわれが考えるべきことが1つあります。市場の規則とかそういうものがあるとして、それがどの程度普遍的なものとして考えることができるのか。あるいは逆にわれわれが持っている独自のいろいろな制度や考え方、そういうものとはどういう関係に立つのか、ですね。これは、どうでしょうか。これは、林先生が越智敏裕先生との共同論文を含めて、いろいろ言われているところなんですけど。

林 よく分からないんで、今日はそれを先生方におうかがいしようと思って来たんですけど(笑)。基本的に、さきほど少し言ったんですけど、経済学はいま曲がり角に来ているというか、従来の経済学とは違う経済学を模索し始めている時代にあると思います。法学者は、基本的に経済学を信じてこなかったんですけど、で、正義というのを何とか模索して、効率性に目を瞑って、それを信じてこなかったということがあったと思うんですけど、何が正義かというのも実は難しく、それを効率性で処理したほうがいいというのが経済学者が言いたかったことで、法学者はそうではなくて、正義なんだということを言いたかったわけで、その落としどころが実はどこにあるのかというのをずっと悩んで、私自身よく分からないんですね。

市場のルールとか概念とかは変わり得るという前提でやらないといけないということがあって、そのスピードがどんどん速くなっているんで、法律も私は包括的な法律というか、例えば基本法みたいなものとか、そういうものを定めるだけは最低限、しておかないといけないのかなと考えているんです。そうでないと、例えば簡単な話で、銀行が保険を売ることが可能になるといときに、じゃ業法って何なのかという話になるわけで、イギリスなんか見ていると、業法の部分というのをすごく小さくしてしまって「市場法」というものを別に定めたということなんですよね。

面白いのは、イギリス流という意味では、情報のとらえ方も2つ方向性があるんで、2分化して語ればですけど、アメリカは例えばある情報が流れるにしても、アメリカは情報の質そのものを問い、イギリスは情報の伝達の方法を問う。全く間違いがない意見であったとしても、伝達の方法を問うとか、いろいろなパターンがあって、われわれ自身がどっちにしようとしているのかというのを、自分たちが決めないといけないと思うんですけど、難しい問題だなと思っていますところ。

イギリスの金融サービス市場法が成立する過程で、いろいろ議論があったんですけども、イングランド銀行の人達を書いた『金融規制』という本の中には、規制自体もさまざまな規制があっているんだと。アメリカ流の規制もあれば、自分たちの規制もあるだろうし、さまざまなパターンの規制があっているんだと。そういうあちこちで実験することによって、どの制度がいいかを考えていけばいいと言っているんですよね。

これは、法制度としてはどれを選べばいいのかというのは大変で、法律家としては苦渋の作業だなと思います(笑)。私は経済学が曲がり角に来ているというのを顧慮したときに、「法と経済学」が間違った方向に行く可能性があるかと心配しているんですけど。何故かという、従来の経済学を過信してしまうという可能性が高いと思っていて……、「法と経済学」は経済学であって、法学ではないと思っているんですけども……、あんまり言うと言い過ぎですから(笑)。

そういう意味で、私たちは今後何を考えていけばいいのかというと、法律自体が結局、経済学に偏ることなく、文化人類学というか、文化や心理学といったヒューマン・ファクターも取り込んで、あらゆる公平さを追究しないといけないところまでは分かるんですけど、それが具体的に何なのかと言われると、私はちょっと……。そこが分からないので、論文が書けないでいるところなんです。

司会 山田さん、何かヒントになるようなことはないですか(笑)。ヒントはともかくとして、いま林さんがされた話は、山田さんが研究されていることと関係しているような気がします。書かれていること。

林 山田先生に聞きたかったんですけど「日本型市場倫理の可能性」というのを指摘されていて、私は非常に面白いと思うんですけど、その節の最後のところで「二者択一的ではなくて、補完的だ」と書かれていますよね。

山田 「国家の役割」ですか。

林 そうです。私も仰る意味はよく分かるんですけども、具体的には難しいような気がするんです。補完的な役割というふうに言うのは言えるんですけども、具体的な落としどころとして、どんな立法をすればいいのかということをおうかがいたいんですが。

山田 落としどころは難しいと思うんですけど、国家と市場の補完的というのは、いままでのように二者択一的な姿勢じゃなくて、補完的に考えていく姿勢をとっていったら、問題のとらえ方も違ってくるんじゃないかと。だからむしろ結論を一義的に考えるんじゃなくて、結論の前に問題の設定というか、取り組み方の姿勢を変えていったらどうかというようなところに重点があるんですけども。

私自身は、問題解決の仕方としては、立法という形で、初めにポンと解決してしまうよりも、問題が起こってくる中で1つ1つ言

わば市場の中で無秩序というか、調整できない状態が起こってきて、そして問題を解決して、改めてルールが後ろ向きに設定され直すというような形で、市場における法形成を考えているんで、そういう意味では問題が起こる前から、じゃこう解決するよという解決の仕方自体を変えていきたいなという……。

林 なるほど。政府と市場という以外にも「日本的倫理」という話をされてますよね。そこも同じように、そういう視点でとらえるんだということですか。

山田 「日本的倫理」というのは、電子取引のところで少し書いたんですけども、例えばアメリカとかイギリスなんかだと、規制の仕方、できれば規制したくないと、規制のやり方、例えば国家が認証機関をつくるということ自体変だよみたいな発想があるけれども、例えば日本の学生とかに聞いてみると「何で国がやってくれないんだ。国がやってくれば信頼して、安心して取引できるじゃない」というのが自然の感覚だと。そういう違いを「いや、そもそも認証機関を民間がやるほうが効率的なんだよ。そういうのが証明されているから、そっちが効率的だからそっちに乗りなさい」みたいな発想の仕方はよくないなと。

つまりそもそも個人というか、それぞれの個人が持っている信頼とかというのをベースにして、システムをそこからつくり上げていくほうがいいんじゃないかなみたいな、そういう意味で、日本型で、どっちかというと、普遍性に竿をさすような形に何とかもっていきたいなと思っているんですけども。

司会 国家は信用できるんですか。

山田 国家、国家は……。

司会 日本人にそういう感覚があるのはよく分かりますが。

山田 信用できるか、うーん、信用がどこまで客観的に担保できるかは難しいところですが。

林 日本人は好きなんですよ、お上が。

司会 まあ、基本的にはそんなに悪くないお上をもってきたのかもしれないけど。

林 でも国家だけですよ、信用を失ってもやっていけるのは(笑)。だから戦後のときの新円でもそうですけど、いつの時代もそうですけど、国家は最後、国民を裏切りますよね。だから私は国家を……。

山田 国家が信頼をつくってしまうと、逆に1回裏切られるとすごいショックで、全部くずれてしまう。裏切られちゃったときの消費者の信頼喪失の問題については悩んでいます。

司会 強くなきゃダメですよ。裏切られたら。もっと強く。

山田 もちろん、そうなんです、逆に信頼度が高いと、裏切られたらもう逆に、全く信頼しないよということになってしまうから、その辺を「しじょう」経済との関係でどう扱うべきかというのは問題ですね。

司会 最近「年金問題」でもずいぶん信頼がなくなっているような気がします。

林 結局、イギリス流に強い規制機関をつくればいいと私も思っているんですけど、それでいいのかなというのはずっと思っています……。

山田 でも、林先生はさきほど、金融商品販売法について触れられましたよ。私の言っている国家は単に政府の政策だけでなく、金融商品販売法のような国家がつくる法律も、国家の領域で考えているんで、さきほど、金融商品販売法について、何で元本だけなんだ、利率についても説明してくれるのをやっぱり国民は期待している、国家がもっとやってくれ、国家がそういう規制の法律をつくってくれて林先生が仰ったとき、たぶん国家への信頼とか期待が、林先生の中にもあるのかなど。そういう意味で、単に政策だけでなく、どういう法規制をしていくのかということまで広げて考えていくと、多少国家を信頼してもいいかなって(笑)。

林 すみません。仰る通りです(笑)。

司会 ですから、信頼できるようなシステムにおそらく変えていけばいいのだと思うし、私たちはそういう形でおそらく選挙でも行動しなきゃいけないでしょうけど。

山田 私は、司法つまり裁判所の役割に結構期待しているんですけども。

司会 その問題で、中国の少数民族なんていうのは、全く違う文化に生きてきて、しかも市場経済が入ってきてというところで、非常に大変だという話をされてましたよね。

小林 そうですね。

司会 これは、北構太郎先生がメラネシアに即してかなり具体的に教えてくれているところでもあるわけですが、小林さん、どうですか、中国の……。

小林 そうですね、特に中国というのはいま非常に面白いことをいろいろやってまして、もちろん、市場経済化する以前からも、社会主義のときにも壮大な実験をやって、そこで暮らす人々も大変な被害を被ったりという経緯もあるんですけども、市場経済化の中で、中国がこれまでやったことないことで、一気にやろうとしていることはいっぱいあるわけです。

とりわけ立法面につきましても、この10年間ですさまじい数の法律がつくられまして、余りにも多過ぎて社会がそれについていけないんで、いろいろ混乱しているのです。

中国はそこで何をやろうとしているかといいますと、正にさきほどお話が出ましたが、近代化、市場経済化という方向に追随していくということ。経済学のパラダイム自体も、基本的にはどれに依拠するという形じゃない。一応マルクス・レーニン主義を中国は謳ってますけれども、しかしながら市場経済なんですね。社会主義市場経済なんていう概念が出て来たわけです。こういうものは他の国では余りなかったと思うんですが、それをいま国の中核に置いて、どんどん進めようとしている。

社会主義市場経済は何かというと、これまた非常にとりとめのない議論になってしまうと思うんですが、いずれにしても少数民族の地域に対しては、国家はどういう対応をしているかという、これは非常に面白いところがありまして、歴史的にそうなのかもしれませんけれども、必ずしも中央が取り決めた制度をそのまま少数民族の地域で実行するというやり方はとってないわけですね。そうじゃなくて、歴史的に羈縻(きび)政策というようなものがありまして、要するに現地の有力者の人達を通じて現地を治める。そこでの秩序を維持することとか、あるいはそのためにかかる費用とか、それは現地の有力者を通じて、中央が制御するというような仕組みがありまして、これはいまだに変わってないんですね。

市場の秩序が混乱する状況の中で、例えば刑事事件もたくさん起こってまして、経済的な問題と刑事的な問題が重なる部



分もたくさんあるんですけども、しかし少数民族の地域に、中国はかなり刑法が厳しいんですが、これを厳格に適用しないんですね。

国家の秩序に反することに対してはもちろん、政治的な活動に対しては非常に厳しい取締りをするんですが、チベット等の地域、例えば青海省に行きまして、現地の検察のある方にお話を聞きましたら、少数民族の地域には国家の法律、中国の法律というのを厳格には適用しないという考え方をいまでもとっている。

それは何故かといいますと、国家の全体的な秩序を維持する中で、しかも社会主義市場経済という非常にユニークな政策をとっていて、社会が混乱するのは当然なんですが、立法を行なって、それを厳格に

施行するというのではなくて、さきほどの話が出たと思うんですが、出てきた問題に対して、そのときの状況によって弾力的に対応するという思考があるからなんですね。ただし、これはあくまでも現地のやり方を、未来永劫承認するというわけじゃないんです。そうじゃなくて、ある程度時間をかけて、そういった地域の秩序というの、近代化、あるいは現代化の枠組みの中にもってこうという、そういう1つの連結器のような役割を、制度としてとっているというところに非常に面白い点があると思います。

司会 なるほど、最後に、マーケットの普遍性の問題ですが、さっき日本型マーケットなどという話もありましたが、中国はそういうものに対してはどういう対応をしようとしているんですか。完全に乗っかっちゃっているんですか。

小林 中国が基本的に日本なんかと比べて違うところは、中国は自分の国で政策を決めて、それを実行することができるんですね。ここに日本と大きな違いがあると思うんです。

例えば日本の場合だと、アメリカとかヨーロッパの関係の中で、とりわけアメリカの関係が非常に強いと思うんですが、それを抜きに、独自の立場というものをなかなか国際社会の場では追求しにくいと思うんですね。ですから「グローバル化」といいますと、当然、アメリカが出した枠組みの中にある程度乗っかっていこうになると思うんですが、中国の場合はそれとまた違って、自分たちでその枠組みをつくってこうというような、原理的なところからスタートしようという考え方が非常に強いと思うんですね。

ただ、中国のやっている試みというのは、必ずしも原理的に、全てに理論的整合性があるわけではないわけなんです。ですから、それがうまくいくかどうかというのは、まだよく分からない。で、いま現在進行形の話が中心になりますけれども、グローバル化、あるいは市場経済化の中で、アメリカがかなり主導的に果している役割とか、それに追随する動きというのがあれば、中国からは全くそれとは違う方向から、全然違う角度からの動きが出てくる。これは間違いないと思います。

司会 それはちょっと興味深いですね。

6 「市場」の可能性

司会 いろいろ啓発的なお話をうかがいました。もう予定時間もすぎつつありますので、最後に「市場」についてその将来の可能性について、何人かの方にひとことお願いしたいと思います。

山田 市場の可能性については、信頼できるシステムを提供することが法的責任として重要になってくると思うのですが、その際、100パーセント信頼できるシステムを提供することは不可能ですし、何よりも市場参加者は失敗しながら学んでいくというプロ

セスも自律的な市場参加者になるためには大事だと思います。ただ、これは信頼関係を低下させる危険性もあって、システムを信頼しすぎていると、それに裏切られたときに人は学べるかという問題にぶつかってしまっていて、この点を考えています。

小林 グローバル化の進展とともに拡大し、統合される市場のアンチテーゼとして、多種多様な市場がローカルエリアで形成されるのではないかと思います。国レベルで見ると、例えば、中国の社会主義市場経済も、その理論的整合性はともかく、一つの独特な市場を現出させる可能性を秘めているように思われます。

林 金融市場というところからお話しますと、金融市場で取引されているものの一つは情報であり、したがって、人間心理の影響、また、文化の影響を受けると考えています。もちろん、双方向性があるわけですが、市場が出発点ではなく、社会即ち文化が市場を形成していくという部分も考えられるわけです。情報通信技術の革新にともなって、市場での情報の重要性が高まっていると思います。例えば、個人投資家が短期売買できるようになったり、あるいは、消費者や投資家の市場システムとの係わり方も急激に変化してきていると思います。新規の市場参加者がイノベーションを起こしている感じはあります。公正情報開示規制(米国のレギュレーションFD)等、規制の導入が市場の公正さとともに効率を高めていく可能性があると思います。それを方向づけていくのは、私たちの法文化なわけです。浅ましい犯罪が起こるのは、構成員の法意識が浅ましいからかもしれませんし、そういった不祥事を低減させるためには、借り物ではない、私たちの法文化を意識しつつ立法化することが必要なのではないかと考えています。金融市場は新しいフェーズに突入しつつあり、人類のサブシステムとしての可能性が高まっている、その舵取りをどうするかが、法文化にも問われていると感じます。

加藤 今日の話では、「市場」は二つの意味で使われてきましたが、それぞれについて考えてみると、「いちば」の可能性に関しては、世界中の地域で、本日語られたような多様な機能を保持しながら「いちば」は存続する可能性があると思います。「いちば」の本質は人類にとって普遍的であると考えからです。他方、「しじょう」に関しては、私は、これを「しじょうしゃかい(市場社会)」と読み替えて考えさせていただきますが、人間が現在のようにこれを快適な社会と感じている限り、これも地球レベルで今後かなり長い間存続すると思います。ただし、それは決して普遍的なものではなく、生き残ってゆくにしても福祉国家的な修正が繰り返し施された形においてであろうと思います。

司会 今日は、気楽に雑談されるつもりで来てください、と申し上げていたのですが、大変本格的な座談会になりました。ちょっとだまし討ちのようになったかな(笑)、と反省していますが、結果的に大変素晴らしいお話をうかがうことができて、非常に有益でした。

今日はどうもありがとうございました。

…了…